

日本海べにずわいがに漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部漁業調整課指定漁業第2班までご連絡下さい。

電話番号:03-6744-2363(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(平成24年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
べにずわい第2号	第五十八眞盛丸	125	※
べにずわい第3号	第七十八興洋丸	124	※
べにずわい第6号	八幡丸	88.23	※
べにずわい第16号	第六十八漁徳丸	102	※
べにずわい第23号	第八明神丸	158	※
べにずわい第24号	第三十二やよい丸	122	※
べにずわい第26号	第八大岩丸	75	※
べにずわい第32号	第七十八盛勝丸	127	※
べにずわい第35号	第六十八西野丸	115	※
べにずわい第36号	第二十五菊栄丸	132	※
べにずわい第37号	第三十八常盤丸	75	※

※操業区域：漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和31年1月22日政令第6号)1の12に規定する海域

十二 日本海べにずわいがに漁業 次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業

イ 北緯四十一度二十分九秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水

ロ 北緯四十一度二十分九秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域

(1) 北緯四十一度二十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線

(2) 北緯四十度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十秒の点に至る直線

(3) 北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十三度五十九分五十秒の点に至る直線

(4) 北緯三十七度三十分十秒以南の東経百三十三度五十九分五十秒の線

※操業区域については、漁業法第63条第1項で準用する同法第34条第1項に基づく制限又は条件があります。